

医推第3580号
令和4年3月18日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会
(一社) 岡山県歯科医師会長
(一社) 岡山県助産師会長
(各通)

} 殿

岡山県保健福祉部長

「医療法第27条の規定による検査に係る事務取扱要領」の一部改正について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、平素から御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療法第27条の規定による病院、診療所又は助産所の構造設備に係る検査（以下「使用前検査」という。）については、平成29年4月1日から「医療法第27条の規定による検査に係る事務取扱要領」に基づく自主検査を認めているところですが、このたび、同要領を次のとおり一部改正しましたので、御了知いただくとともに貴会所属の会員への周知方お願いします。

なお、本通知につきましては、岡山県のホームページに掲載しておりますことを申し添えます。

記

- 1 施行日 令和4年4月1日
- 2 改正点 別紙「新旧対照表」のとおり
- 3 掲載先 岡山県ホームページ
【岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ】
<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>